

かながわ男女共同参画推進プラン(第5次)の数値目標について

重点目標	目標	目標値(年度)
1	県の審議会等における女性委員の割合	40%を超えること(2023) ※40%に達するだけでなく、40%を超えてさらに上昇をめざす。
1	民間事業所の男性の育児休業取得率	2021年度より増加すること(2023)
3	20歳代の女性のやせの割合の減少(県民健康・栄養調査) ※健康増進課所管	2023年度の「かながわ健康プラン 21」の改定に合わせて設定

1. 県の審議会等における女性委員の割合

(1) 現行の目標値策定の経緯

目標値：40%を超えること(2023)

※40%に達するだけでなく、40%を超えてさらに上昇をめざす

経緯

- ・令和4年8月男女プラン(第5次)の数値目標(案)を審議した際には、「2027年度まで40%を超えること」としたが、目標達成が間近なため、個別の審議会等に目標値を定めてはという、ご意見があった。
- ・令和4年10月改めて数値目標を「2023年度までに40%を超えること」として審議。その際に、個々の審議会レベルで底上げをするためのルールとして個別に目標値を設定してほしいとの意見があったが、「40%を超えること」の目標を達成した段階で、その際の各審議会等の実績等も踏まえながら、改めて検討することで了承を得た。

(2) 数値目標 (案)

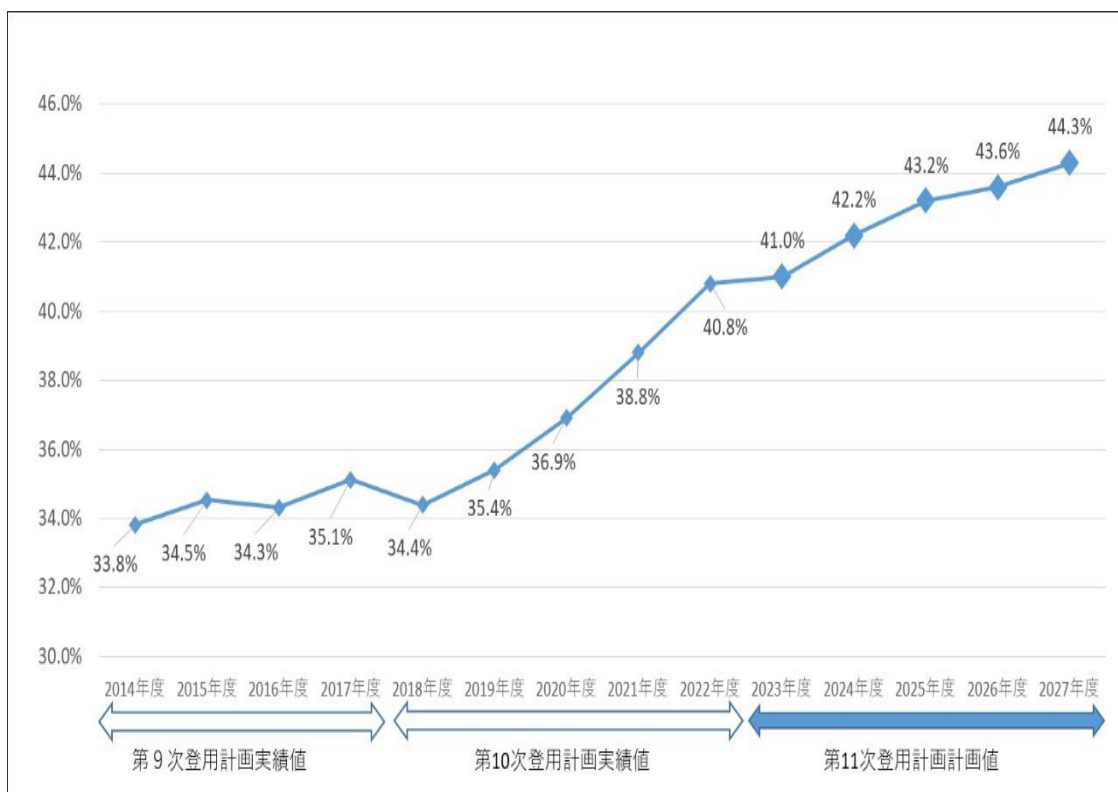
目標値：40%を超えること(2027)

※40%に達するだけでなく、40%を超えてさらに上昇をめざす

- ・令和4年度実績が40.8%と40%を超えること(2022)を達成(男女プラン(第4次))。
- ・ほとんどの局で40%を超え、40%を超えていない局においても各局の努力により着実に登用を進めている。
- ・上記のことから、第10次登用計画に一定の効果があつたため、現状を維持しつつ後戻りさせないよう、段階的に女性登用率を引き上げる計画である、第11次登用計画(2023年度～2027年度)を令和5年11月に策定した。
- ・登用率が低い審議会等については、積極的改善措置として特別の枠である女性枠を設けることができることとした。

※女性枠については、「審議会等の委員への男女共同参画推進要綱」を令和5年6月14日に改正し、特別の枠として設け、令和5年10月1日以後に改選期を迎える審議会等から活用できることとした。

→各審議会の委員改選が一巡し、また、第11次登用計画の計画期間としている2027年度までは、特別枠の効果の状況をみていくこととしたい。



2. 民間事業所の男性の育児休業取得率

(1) 現行の目標値策定の経緯

目標値：2021年度より増加すること(2023)

経緯

・新規の項目であり、男女プラン策定作業中「2022、2023年度実績が確定し伸び率を見たうえで検討する」こととした。

※令和4年8月男女プラン(第5次)の数値目標(案)を審議した際には、特に意見なし

(2) 数値目標(案)について

・神奈川県男女共同参画推進条例に基づく届出の2023年度結果は、2月末にはとりまとめ、3月中旬に公表予定。しかし、数値目標については、年度内に設定する必要があることから、公表前の3月に男女審を书面開催し、(案)を伺うこととしたい。

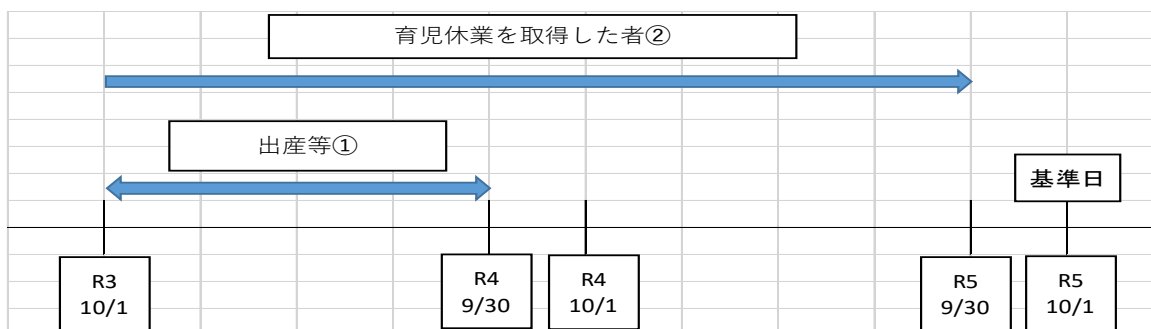
・数値目標(案)については、2022、2023年度実績の伸び率を見て検討する。

(県実績値：2021年度18.3%、2022年度26.8%)

参考：国の目標値30%(2025年)

国の実績値 2021年度13.97%、2022年度17.13%)

(参考)令和5年度調査での育児休業取得率



対象者：令和3年10月1日から令和4年9月30日までに子を養育することになった方のうち、育児休業の取得対象者となった方(※)→①
(※)対象期間に出産していても、介護育児休業法上、育児休業を取得できない人は含まない。

取得者：令和3年10月1日から令和4年9月30日までに子を養育することになった方のうち、育児休業の取得対象者となった方の中で、実際に育児休業を取得された方→①を含む②
育児休業期間には、基準日以降に取得予定である期間も含む。
例えば、令和4年10月30日から令和5年12月31日まで取得予定の場合は、基準日(10月1日)以降の分も含む。

3. 20歳代の女性のやせの割合の減少(県民健康・栄養調査)

目標値：2023年度の「かながわ健康プラン21」の改定に合わせて設定

現行「かながわ健康プラン21 第2次計画」の計画期間が、平成25年度(2013年度)から令和5年度(2023年度)となっており、改定作業中である。

パブコメを令和5年12月20日(水)から令和6年1月19日(金)まで実施し、素案の段階では「目標値：令和14(2032)年度に12%未満」と、設定している。

→令和6年3月下旬公表予定のため、3月開催の男女審(書面開催)時点では、その時点の数値をお知らせさせていただく。

その後、書面開催の結果を共有させていただく際に、決定した数値目標をお知らせする。

<参考>

最新の実績値(2019年度)：14.7%(2017～2019)

※厚生労働省「国民健康・栄養調査」より、本県分を算出しているが、全国調査のため本県在住者のサンプル数が少なく、単年分では県の状況の評価できない。そのため、3ヶ年分の平均を見ることとしている。